

施策の柱5 生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築

本県は、全国第9位の面積を有し、県土の約7割を森林が占めています。また、最上川をはじめとする多くの河川、湖沼、湿地、田園、海浜等豊かで変化に富んだ生態系があり、その中に、約2,400種の植物の生育、約5,000種を超える動物の生息が確認されています。

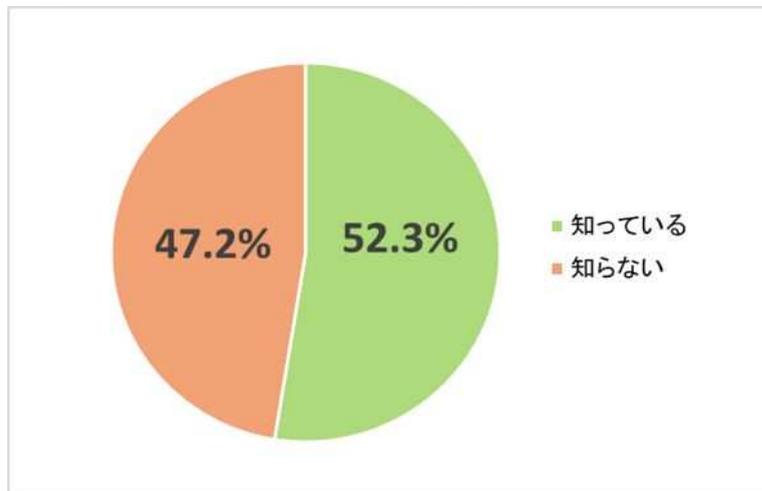
一方で、本県においても豊かな生物多様性は脅かされており、「山形県版レッドリスト」では、県内の野生動植物のうち、動物141種、植物500種、合計641種が絶滅危惧種に選定されています。

こうした状況を踏まえ、本県では、生物多様性を守り・活かす自然共生社会の構築を目指し、県民の生物多様性に対する理解を促進するとともに、山岳資源や自然公園等の保全・利活用など自然環境との共生を図り、「やまがた百名山」など本県ならではの自然環境や景観等の環境資産を活用した地域活性化の取組を推進していきます。

1 現 状

- 生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことで、生物多様性条約では全ての生き物の間に違いがあることと定義し、「生態系の多様性」・「種の多様性」・「遺伝子の多様性」の3つのレベルで多様性があるとされています。
- 令和5年度に県民の生物多様性の認知度を調査したところ、認知度は52.3%で、地球温暖化等の気候変動の影響による種の絶滅危機などの生態系への影響について、県民の理解を深めていくことが求められます。

図5-1 県民の生物多様性の認知度（令和5年度）



2 取 組

(1) 生物多様性の保全

ア 生物多様性の理解の促進

- 令和5年度は、湖沼、湿原、山岳等にて動植物の生息・生育動向などの自然環境の変化に関する総合的なモニタリングを計5か所実施しました。

また、県立自然博物館の優れた自然に親しみながら「生物多様性」や「自然のしくみ」等について体感できるよう、園利用者をガイドするインタープリター（自然解説員）を設置するとともに、県主催のイベント等における生物多様性パネル展を開催するなど県民の生物多様性に対する理解の促進に取り組みました。

イ 絶滅のおそれのある種や重要な生態系の保全と再生

- 県では多様な主体と連携し、絶滅のおそれのある種や重要な生態系の保護対策の促進に取り組んでいます。
- 令和5年度も、絶滅危惧種や重要な生態系を保全するための対策として、ニホンジカの食害調査等を計6か所実施しました。

ウ 野生鳥獣の適切な管理と鳥獣被害対策の推進

(ア) 計画の策定と鳥獣被害対策

- 令和3年度に策定した「山形県第13次鳥獣保護管理事業計画」(計画期間:令和4年度～8年度)に基づき、鳥獣保護区における狩猟禁止等による鳥獣の保護を行うとともに、鳥獣の捕獲の許可基準等を定め、適正な保護管理に向けて取り組んでいます。
加えて、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ及びニホンジカについて、それぞれ管理計画を策定し、捕獲等により生息域拡大の抑制や生息数の適正化を図り、農作物被害の減少に向けた取組を進めています。
また、カワウによる内水面被害の漁業被害の軽減に向けて管理指針を策定し、被害の状況把握と対策、生息状況調査等を進めています。
- 鳥獣被害対策は、被害防除対策(侵入防止柵整備等)、生息環境管理(やぶ等の刈払い、不要な果実や野菜などの除去等)、捕獲対策を組み合わせた総合的な対策が有効であり、住民主体の集落単位による総合的な取組を促進するため、地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業のモデル地区等で実践しています。

(イ) 新規狩猟者の確保と育成支援

- 高齢化等による狩猟者の減少を受け、新たな捕獲の担い手を確保・育成する取組として、狩猟免許取得を目指す方への講習会の開催や猟銃等の購入費用に対する助成等を行ってきました。しかしながら、令和5年度の狩猟免許試験合格者は155人と前年度より減少し、また、一般社団法人山形県猟友会の会員数(令和5年度末1,695人)も2年連続の減少となったため、更なる新規狩猟者の確保に向けて取り組んでいきます。

(2) 自然環境との共生

ア 自然公園の整備と利用促進

- 本県の優れた自然の風景地の保護や利用の増進、生物の多様性の確保を目的に、10の自然公園(国立公園1(3地域)、国定公園3、県立自然公園6)が指定され、公園面積は県土面積の約17%を占めており、多くの人々が本県の豊かな自然環境とのふれあいを楽しんでいます。
一方で、自然公園施設の老朽化や、一部にオーバーユース(過剰利用)などの課題が生じているため、施設の計画的な新設や再整備及び適切な維持管理に取り組んでいます。
- 令和5年度は、国立及び国定公園内の施設整備や長寿命化対策の実施とともに県有避難小屋10施設の管理、登山道刈払による維持管理を実施しました。

イ やまがた緑環境税活用事業

- やまがた緑環境税は、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、平成19年4月から導入しています。

森林がもたらす様々な恩恵は県民全てが享受していることから、できるだけ多くの県民に広く公平に負担いただくという考え方に基づき県民税均等割に一定の割合を上乗せする超過課税方式を採用し、税額は個人が年額1,000円、法人が資本金などの額に応じて年額2,000円～80,000円（法人県民税均等割額の10%相当額）を納付いただいています。

- 令和5年度の税収は6億6,093万円で、環境保全を重視した森林施策の展開においては、荒廃のおそれのある人工林や活力の低下している里山林の整備を進めるとともに、伐採後の再造林や搬出支援により森林資源の循環利用の促進を図りました。

また、みどり豊かな森林環境づくりの推進においては、地域住民や市町村、企業などが行う森づくり活動への支援を行うとともに、森林生態系をはじめとする自然環境を保全するための各種調査を行い、自然環境を保全する対策を実施しました。併せて豊かなみどりを守り育む意識を醸成するため、「やまがた木育」などを通して森林・自然環境学習等を進めるとともに、森づくりイベントや広報誌を活用して、みどりを育む意識の醸成を図りました。



やまがた絆の森づくり
(企業等が実施する継続的な森づくり活動による
環境貢献と地域交流による里山地域の活性化)



やまがた森の感謝祭 2023・第73回山形市植樹祭
(県全体として行われた森づくりイベント)



ウ 環境影響評価の取組

- 県では、環境影響評価手続により、大規模開発事業と環境保全の調和を図るため、平成30年4月に山形県環境影響評価条例を改正し、対象事業に発電所を追加するとともに、条例対象事業全てについて、事業者による配慮書手続を追加しました。

配慮書手続は、事業の位置、規模及び施設配置など個別計画の検討段階を対象とするため、より効果的な環境への影響の回避及び低減が期待されます。

- 令和5年度は、環境影響評価審査会を2回開催し、準備書1件、配慮書1件を審査しました。

(3) 環境資産の活用・継承

ア 環境資産を活かした地域活性化の取組と促進 — 「やまがた百名山」の取組 —

- 「山の日(8月11日)」の制定を契機として、平成28年度に「やまがた百名山」を選定し、地域の宝である山の魅力を積極的に発信するとともに、山の維持管理を行う地元の方々の活動を支援することで、交流人口の拡大と地域の活性化を図っています。
- 「やまがた百名山」の魅力を広く県内外に伝えるために、山形県山岳情報ポータルサイト「やまがた山」で最新の登山情報を登山者に提供するとともに、Instagramフォトコンテストの開催により県内外の幅広い世代に向けて本県山岳資源の情報を発信しています。



紅葉に染まる月山（月山）
令和5年度「やまがた百名山」
写真コンテスト 年間グランプリ



県山岳情報ポータルサイト
※「やまがた百名山」を全て掲載しています



「やまがた山」Instagram

イ 県民の宝である「樹氷」の復活への取組 — 「樹氷復活県民会議」の取組—

- 虫害や温暖化等の影響が懸念されている蔵王の樹氷の景観を将来世代に手渡せるよう、県民や関係機関などが手を取り合って活動を推し進めることが宣言され、令和5年3月に「樹氷復活県民会議」が設立されました。
- 蔵王連峰の特徴的な植生であるオオシラビン（別名：アオモリトドマツ）林の再生に向け、播種や稚樹移植に取り組んだほか、活動の裾野を広げるべく樹氷復活サポーターの確保にも取り組んでいます。



地元の小中学生が参加した稚樹の移植体験



樹氷復活県民会議ポータルサイト